



発行 東京都

目次

告示

- 令和二年東京都告示第二百二十二号（東京都マンション環境性能表示基準）の一部改正……………一  
……………（環境局気候変動対策部環境都市づくり課）
- 令和二年東京都告示第二百二十三号（東京都環境性能評価書作成基準）の一部改正（二件）……………三  
公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五  
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）

告示

●東京都告示第四十二号

令和二年東京都告示第二百二十二号（東京都マンション環境性能表示基準）の一部を次のように改正する。

令和六年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

第二中「平成21年東京都告示第1336号」の次に「。以下「指針」という。」を加え、「別表」や「定めた別表」を

「当該評価は星印（★）を用いて表すこととし、上位から順に（★★★★）、（★★★☆☆）及び（★★☆☆）とする。」

「当該評価は、星印（★）を用いて表すこととし、上位から順に（★★★★）、（★★★☆☆）、（★★☆☆☆☆）及び（☆☆☆☆☆☆）とする。ただし、別表断熱性能の項の評価にあつては、上位から順に（★★★★★★★★）、（★★★★★★★★☆☆）、（★★★★★★★★☆☆☆☆）及び（★★★★★★★★☆☆☆☆☆☆）とし、別表エネルギー消費性能の項の評価にあつては、上位から順に（★★★★★★）、（★★★★★★☆☆）、（★★★★★★☆☆☆☆）及び（★★★★★★☆☆☆☆☆☆）とする。」

なお、評価基準に適合しない場合にあつては（☆☆☆☆）、建築物評価基準を適用しない場合にあつては（-）とする。  
別表を次のように改める。



別表

項目	東京都建築物環境配慮特別対策1（住宅用別）	評価及び表示方法
1 建築物の低炭素化の促進 建築物の低炭素化の促進 建築物の低炭素化の促進	建築物の低炭素化の促進 建築物の低炭素化の促進 建築物の低炭素化の促進	建築物の低炭素化の促進 建築物の低炭素化の促進 建築物の低炭素化の促進
2 設備のエネルギーの合理化	設備のエネルギーの合理化	設備のエネルギーの合理化
3 再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの利用
4 建築物の長寿命化	建築物の長寿命化	建築物の長寿命化
5 緑化	緑化	緑化
6 電気自動車充電設備の設置	電気自動車充電設備の設置	電気自動車充電設備の設置

別記様式を次のように改める。

### 東京都マンション環境性能表示

<b>エネルギー消費性能</b>	★	★	★	★	★	★	★
<b>断熱性能</b>	★	★	★	★	★	★	★
<b>再生エネルギー消費 (kW)</b>	★	★	★	★	★	★	★
<b>維持管理・劣化対策</b>	★	★	★	★	★	★	★
<b>み</b>	★	★	★	★	★	★	★
<b>充電設備 (台)</b>	★	★	★	★	★	★	★

(国の省エネルギー性能表示制度に基づく評価です)

評価日 年 月 日 (自己評価) 2025年度基準

備考

1 マンション環境性能表示の大きさは、紙面に表示する場合にあっては縦37mm以上、横60mm以上、インターネットの利用により表示する場合にあっては視認性に配慮したサイズとすること。

2 マンション環境性能表示の色は、次のとおりとする。

区 分	色 (4色分解による色指定)
マンション環境性能表示の項目名の網掛け部分	若草 (C : 15%、Y : 20%)
その他の部分	黄緑 (C : 65%、M : 5%、Y : 100%)

3 「2025年度基準」とは、令和7年4月1日に改正された東京都マンション環境性能表示基準により評価したことをいう。





再生可能エネルギーの利用

再生可能エネルギーの変換利用			KW(合計)
(内訳)	太陽光発電設備	その他再生エネルギー発電設備	再生エネルギー利用設備
敷地内設置	KW	KW	KW相当
■電気のリユース率			%
(内訳)	敷地内に設置する再生エネルギー発電設備による発電量の割合		%
	敷地外に設置する再生エネルギー発電設備による発電量の割合		%
	再生エネルギーによる調達量の割合		%
	再生エネルギー証書による調達量の割合		%

新築時段階から建物で使用する電気の再生エネルギー割合を高める取組を評価する項目です。

長寿命化

■維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再使用対策  
大型機器の搬出入、設備更新を考慮した建物計画であるか、また、耐用年数の長い材料、工法の選択や、用途変更の工事を円滑に実施できるかなどについて評価する項目です。

評価項目の得点	/ 13
---------	------

■駆（く）体の劣化対策  
構造（く）体等に使用する材料の交換等、大規模な改修工事が必要とするまでの期間を長くするために必要な対策が講じられているかについて、評価する項目です。

劣化対策等	
-------	--

緑化

■緑の量の確保  
敷地や屋上、壁面等において、樹木等を植栽する面積の敷地に対する割合を評価する項目です。

総緑化面積の敷地面積に対する割合	%
------------------	---

■生きものの生態生育環境に配慮した樹木の確保  
既存樹木の保全、在来種などの植栽といった、樹木の質に関する取組を評価する項目です。

評価項目の合計点	/ 6
----------	-----

電気自動車充電設備

■EV及びPHV用充電設備の設置  
評価基準を適用する駐車施設

普通充電設備		急速充電設備		充放電設備	
専用駐車場	台		台		台
共用駐車場	台		台		台

3 本環境性能評価書の内容に関する問合せ先

担当部署	
連絡先	

備考

- 1 「2025年度基準」とは令和7年4月1日に改正された東京都環境性能評価書作成基準により評価したことをいいます。
- 2 本評価書の環境性能値は説明時刻のものであり、交付後に、建築物環境計画書の内容変更に伴い、評価書の内容が変わる可能性があります。
- 3 本評価書は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき建築主が自己評価したものです。

附 則

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第二十一条に規定する建築物環境計画書を提出した同条例第二十条に規定する特定建築主に対する同条例第二十三条の第二第二項の評価書作成基準の適用については、なお従前の例による。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和六年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 東久留米施設

二 店舗所在地 東久留米市下里五丁目十二番十二

三	設置者名	号ほか 東久留米卸売市場協同組合ほか一名
四	設置者住所	東久留米市下里五丁目十二番十二号ほか 株式会社ケーズホールディングス
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
六	変更前の小売業者の住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
七	変更後の小売業者の住所	令和四年八月一日
八	変更日	令和五年十二月十九日
九	届出日	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧場所	令和六年一月二十二日から同年五月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧期間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十二	縦覧時間	
一	店舗名	フォレオ青梅今井
二	店舗所在地	青梅市今井三丁目十番地九ほか
三	設置者名	三井住友信託銀行株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番一号
五	変更前の設置者の代表者名	橋本 勝
六	変更後の設置者の代表者名	大山 一也
七	代表者名	令和三年四月一日
八	届出日	令和五年十二月二十二日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	赤坂BizタワーSHOP S&D INNING
二	店舗所在地	港区赤坂五丁目三番一号
三	設置者名	株式会社TBSホールディングス
四	設置者住所	港区赤坂五丁目三番六号
五	変更前の設置者名	株式会社東京放送
六	変更後の設置者名	株式会社TBSホールディングス
七	変更前の設置者の代表者名	井上 弘
八	変更後の設置者の代表者名	佐々木 卓
九	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ヴィ・ド・フランスほか十七名
十	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ヴィ・ド・フランスほか十三名
十一	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ヴィ・ド・フランスほか七名
十二	変更前の小売業者の住所	豊島区南大塚二丁目二十五番三十号(SINGAPORE HAINAN CHIFAN株式会社)ほか
十三	変更後の小売業者の住所	豊島区西巢鴨三丁目二十五番十一一九百六号(SINGAPORE HAINAN CHIFAN株式会社)ほか
十四	変更前の小売業者の代表者名	村上 知義(株式会社ヴィ・ド・フランス)ほか
十五	変更後の小売業者の代表者名	伊達 宏和(株式会社ヴィ・ド・フランス)ほか
十六	変更日	令和五年四月一日ほか
十七	届出日	令和五年九月二十九日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十九	縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二十	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	アクロスモール八王子みなみ野
二	店舗所在地	八王子市みなみ野一丁目二番一号
三	設置者名	三菱HCキャピタル株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目五番一号
五	変更を行った設置者名	三菱HCキャピタル株式会社
六	変更前の設置者の代表者名	柳井 隆博

七 変更後の設置者の 代表者名	久井 大樹	の住所	目三番六号(株式会社ジーンズ・ カジユアルダン)
八 変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社BANKANわものやほ か十四名	九 変更後の小売業者 の住所	大阪府大阪市北区堂島二丁目四番 二十七号(株式会社ジーンズ・カ ジユアルダン)
九 変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社BANKANわものやほ か十三名	十 変更前の小売業者 の代表者名	立花 隆央(株式会社ストライプ インターナショナル)ほか
十 変更日	令和五年九月二十五日ほか	十一 変更後の小売業 者の代表者名	川部 将士(株式会社ストライプ インターナショナル)ほか
十一 届出日	令和五年十二月十八日	十二 変更日	令和五年八月三十一日ほか
十二 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十三 届出日	令和五年十二月十八日
十三 縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五 月二十二日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。	十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)
十四 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	十五 縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五 月二十二日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。
一 店舗名	イーアス高尾	十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
二 店舗所在地	八王子市東浅川町五百五十番地一		
三 設置者名	大和ハウス工業株式会社		
四 設置者住所	大阪府大阪市北区梅田三丁目三番 五号		
五 変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社三和ほか六十六名		
六 変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社三和ほか六十二名		
七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称	株式会社ストライプインターナシ ヨナルほか五名		
八 変更前の小売業者	大阪府大阪市中央区船場中央二丁		

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

